

令和7年第9回本部町議会臨時会会議録

招 集 年 月 日	令和7年11月28日		
招 集 場 所	本部町議会議場		
開 閉 会 日 時 及 び 宣 言	開 会	令和7年11月28日	午前10時00分
	閉 会	令和7年11月28日	午前10時42分

※ 出席並びに欠席議員は下記のとおりである。

出 席 14 名 欠 席 0 名 欠 員 0 名

議席番号	氏 名	出席等別	議席番号	氏 名	出席等別
1	島 袋 恵	出	9	真 部 卓 也	出
2	松 本 一 也	〃	10	伊 良 波 勤	〃
3	松 田 大 輔	〃	11	具 志 堅 正 英	〃
5	山 川 竜	〃	12	仲 宗 根 須 磨 子	〃
6	小 橋 川 健	〃	13	喜 納 政 樹	〃
7	長 濱 功	〃	14	座 間 味 栄 純	〃
8	仲 程 清	〃	15	具 志 堅 勉	〃

※ 会議録署名議員

8	仲 程 清	9	真 部 卓 也
---	-------	---	---------

※ 地方自治法第121条の規定により、説明のため本会議に出席した者は次のとおりである。

町 長	平 良 武 康	副 町 長	上 原 正 史
住 民 生 活 統 括 監	仲 宗 根 章	産 業 振 興 統 括 監	並 里 力
総 務 課 長	宮 城 健	建 設 課 長	渡 久 地 要
農 林 水 産 課 長	平 安 山 良 信	健 康 づ くり 推 進 課 長	大 濱 兼 愛
上 下 水 道 課 長	知 念 毅		

※ 本会議に職務のため出席した者

事 務 局 長	崎 原 誠	主 任 主 事	與 那 嶺 卓
---------	-------	---------	---------

議 事 日 程

11月28日（金） 1 日 目

日程番号	議案番号	件 名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定の件
3	議案第45号	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について (議案説明・審議・採決)
4	議案第46号	本部町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を 改正する条例の制定について (議案説明・審議・採決)
5	議案第47号	工事請負契約の締結について〈具志堅地区畑地かんがい施設工事 (4工区)〉 (議案説明・審議・採決)
6	議案第48号	令和7年度本部町一般会計補正予算について (議案説明・審議・採決)
7	議案第49号	令和7年度本部町国民健康保険特別会計補正予算について (議案説明・審議・採決)
8	議案第50号	令和7年度本部町後期高齢者医療特別会計補正予算について (議案説明・審議・採決)
9	議案第51号	令和7年度本部町水道事業会計補正予算について (議案説明・審議・採決)
10	議案第52号	令和7年度本部町下水道事業会計補正予算について (議案説明・審議・採決)

○ **議長 具志堅 勉** ただいまから令和7年第9回本部町議会臨時会を開会します。

開 会（午前10時00分）

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりでございます。

日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって8番 仲程 清議員及び9番 真部卓也議員を指名します。

日程第2．会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日11月28日限りの1日間としたいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって会期は、本日11月28日限りの1日間に決定しました。

日程第3．議案第45号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。町長。

○ **町長 平良武康** おはようございます。令和7年第9回本部町議会臨時会におきまして、8件の議案を提出いたします。その内訳ですけれども、条例の一部改正議案が2件、工事請負契約の締結議案が1件、令和7年度の補正予算関係議案が5件となっております。説明につきましては、副町長、担当統括監並びに担当課長が説明を行います。ご審議のほどよろしく願います。

○ **議長 具志堅 勉** 総務課長。

○ **総務課長 宮城 健** 議案第45号について説明いたします。

議案第45号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について。職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。令和7年11月28日提出、本部町長 平良武康。

提案理由、令和7年の沖縄県人事委員会勧告に基づき、職員の給与に関する条例等の一部を改正したいためでございます。

次のページからは改正する条例、それから新旧対照表となっておりますが、説明に当たりましては、19ページでもって説明をしたいと思っております。19ページをおめくり願います。議案第45号参考資料、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について。大きな数字として1と2がございます。1が令和7年沖縄県人事委員会勧告の概要でございます。2が本部町における給与改定の内容となっております。読み上げて説明いたします。1．令和7年沖縄県人事委員会勧告の概要。（1）給料表の改定（月例給の引上げ）でございます。公民給与の較差1人当たり月平均1万960円を解消するための引上げ改定となっております。（2）期末手当・勤勉手当の改定。民間の支給割合を踏まえ、0.05月分の引上げ改定となっております。期末手当と

勤勉手当に0.025月分を均等に配分するものとなっております。2が本町における給与改定の内容でございます。（1）給料表の改定。沖縄県人事委員会勧告に基づき、給与表を改める。令和7年4月支給分から適用、遡っての適用となっております。（2）期末手当・勤勉手当の改定。沖縄県人事委員会勧告に基づき、次のように年間の支給月数を現行の4.60月分から0.05月分引き上げて、4.65月分とするよう改めます。

下の表の横軸が現行と令和7年度、令和8年度以降となっております。縦軸のほうは6月期、12月期の賞与となっております。現行の中の計の太文字で書かれた部分をご覧ください。現行の4.60月分、今現在の内容となっております。令和7年度0.05月分を引き上げて4.65月分となっております。令和7年度の6月期の賞与は既に支給済みとなっておりますので、12月期の賞与に0.05月分を振り分けております。令和8年度以降に関しては、6月期、12月期、期末手当、勤勉手当に0.05月分を割り振って、計4.65月分としております。

次のページをお願いいたします。3. 条例改正後の影響額でございます。（1）給料表の改正による影響額。158人の職員中156人、約1,762万4,000円の年当たりの増額となります。1人当たり約11万3,000円の増額となっております。人数が158人、156人、2名減になっているのは、産休等で休職している者がいるためでございます。（2）期末手当の支給月数の改正における影響額。157人の職員中157人、約558万2,000円の年当たりの増額であります。1人当たり約3万6,000円の増額となっております。（3）勤勉手当の支給月数の改正による影響額。157人の職員中156人約489万5,000円の増額になります。1人当たり約3万1,000円の増となっております。以上で説明を終わります。

○ 議長 具志堅 勉 これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。討論を終わります。

これから議案第45号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。議案第45号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第4. 議案第46号 本部町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。総務課長。

○ 総務課長 宮城 健 議案第46号でございます。

議案第46号 本部町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本部町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。令和7年11月28日提出、本部町長 平良武康。

提案理由、令和7年の沖縄県人事委員会勧告に基づき、本部町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正したいためでございます。

次のページからは、改正する条例、それから新旧対照表となっております。説明に当たりましては、13ページで説明をしたいと思っております。13ページをお開きください。議案第46号参考資料、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。内容に関しましては、先ほどの議案第45号の内容と一緒に、会計年度任用職員に関しても沖縄県人事委員会勧告のとおり、給料表を改定するものとなっております。期末手当、勤勉手当の引き上げも同時に行うものとなっております。大きな数字3をご覧ください。3. 条例改正後の影響額についてでございます。(1) 給料表の改正による給料及び費用弁償への影響額。197人の職員、約2,176万4,000円の増となります。1人当たり約11万円の年額の増となっております。(2) 期末手当支給月数の改正による影響額でございます。189人の職員、約512万3,000円の年額の増となっております。1人当たり約2万7,000円の増でございます。8名少なくなっております。人数が197人と189人で違うのは、会計年度任用職員の採用月数によるもので、賞与の対象とならない方がいるためでございます。(3) 勤勉手当の支給月数の改正による影響額。これも189人の職員でございます。約442万7,000円の年当たりの増となっております。1人当たり約2万3,000円の増となっております。以上で説明を終わります。

○ 議長 具志堅 勉 これから質疑を行います。質疑ございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。討論を終わります。

これから議案第46号 本部町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第46号 本部町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第47号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。建設課長。

○ 建設課長 渡久地 要 それでは、議案第47号についてご説明いたします。

議案第47号 工事請負契約の締結について。具志堅地区畑地かんがい施設工事（4工区）について、次のように請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

1 契約の目的、具志堅地区畑地かんがい施設工事（4工区）。2 契約の相手、本部町字谷茶452番地、有限会社良三組、代表取締役、鶴田健一郎。3 契約金額 7,172万円。4 契約の方法、指名競争入札。令和7年11月28日提出、本部町長 平良武康。

提案理由、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を必要とする。これが、この議案を提出する理由である。

当該工事は、字具志堅地内において実施中の具志堅地区畑地かんがい事業におけるかんがい施設工事（4工区）となっております。

次のページをお願いします。次のページから資料を添付しておりますので、ご参照ください。資料といたしましては、めぐりまして請負契約の概要。めぐりまして、入札結果報告書。めぐりまして、A4版の工事概要になっておりまして、また本日お配りしておりますA3版の航空写真での平面図もありますので、ご参照ください。以上で説明を終わります。

○ 議長 具志堅 勉 これから質疑を行います。質疑ございませんか。10番 伊良波 勤議員。

○ 10番 伊良波 勤 一点お伺いしたいのと、お願いしたいことがあります。これまで1工区から3工区まで工事を行ってきました。異なるのが、今回は住宅地の中を工事するという事なので、事前に、大分細い道なので、時には迂回しないといけないこともあるでしょうし、早めに公民館に伝えていただきたいと思います。

○ 議長 具志堅 勉 建設課長。

○ 建設課長 渡久地 要 ご説明いたします。

ただいま伊良波議員からご指摘のありました字への説明、または施行箇所に隣接する住民への配慮ということ、安全管理も含めてですけれども、本臨時会において議決、承認いただけたらすぐに本契約に移りまして、今仮契約を行っている良三組さんと調整して、安全管理並びに周辺住民への配慮も含めて工事の施工について協議していきますので、今ご指摘のあったこと、ご要望のあったことに対して速やかに対応していきたいと思っております。以上です。

○ 議長 具志堅 勉 10番 伊良波 勤議員。

○ 10番 伊良波 勤 ちょっと忘れていました。大体いつ頃ぐらいからできそうですか。

○ 議長 具志堅 勉 建設課長。

○ 建設課長 渡久地 要 ご説明いたします。

速やかに本契約に移ることができましたら、工事の諸準備、着工準備等、書類の提出等も含めた上で、今想定しているのが12月の中旬辺りには現場に入ることができると思われまます。以上です。

○ 議長 具志堅 勉 ほかに質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。討論を終わります。

これから議案第47号 工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第47号 工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第6. 議案第48号 令和7年度本部町一般会計補正予算についてを議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。総務課長。

○ 総務課長 宮城 健 議案第48号について説明いたします。

議案第48号 令和7年度本部町一般会計補正予算について。令和7年度本部町一般会計補正予算を別紙のとおり提案し議会の議決を求める。令和7年11月28日提出、本部町長 平良武康。

次の次のページをお願いいたします。令和7年度本部町一般会計補正予算(第3号)。令和7年度本部町一般会計補正予算は、次に定めるところによる。(歳入歳出予算の補正)第1条、歳入歳出予算の補正後の総額は、歳入歳出にそれぞれ7,335万2,000円を追加し、歳入歳出それぞれ110億6,431万1,000円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

次の次のページをお願いいたします。一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。今回の補正の主な内容でございますが、先ほど議案第45号と議案第46号で提案しております職員及び会計年度任用職員の給与改正によるものでございます。下の表が歳出でございます。給与の増額分を各課、局の款ごとに振り分けて、補正額7,335万2,000円を計上しているものでございます。6款農林水産費、7款商工費でマイナスが出ているのは職員の異動による減で、若干のマイナスが出ているところでございます。

上の表、歳入でございます。今回の補正分を21款繰越金と12款地方交付税で充てているものでございます。以上で説明を終わります。

○ 議長 具志堅 勉 これから質疑を行います。質疑ございませんか。5番 山川 竜議員。

○ 5番 山川 竜 教育費の質疑をしたいと思います。幼稚園費のところが減額補正になっているかと思えます。約330万円ほどですね。その要因となったところの説明をお願いします。

○ 議長 具志堅 勉 休憩します。 休 憩 (午前10時25分)

再開します。

再 開 (午前10時25分)

総務課長。

○ 総務課長 宮城 健 5番 山川 竜議員に説明いたします。

幼稚園教諭が1人、令和7年度で退職がありました。退職に当たって、また再雇用という形に

なっていますので、その部分のマイナス分となっています。以上です。

○ 議長 具志堅 勉 他に質疑ございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。討論を終わります。

これから議案第48号 令和7年度本部町一般会計補正予算について採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第48号 令和7年度本部町一般会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第49号 令和7年度本部町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。健康づくり推進課長。

○ 健康づくり推進課長 大濱兼愛 議案第49号についてご説明いたします。

議案第49号 令和7年度本部町国民健康保険特別会計補正予算について。令和7年度本部町国民健康保険特別会計補正予算を別紙のとおり提案し議会の議決を求める。令和7年11月28日提出、本部町長 平良武康。

1枚おめくりください。令和7年度本部町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)。令和7年度本部町国民健康保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。(歳入歳出予算の補正)第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ16万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億3,996万4,000円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

3ページをおめくりください。歳入歳出予算事項別明細書の総括にてご説明いたします。表の下段、歳出の表をご覧ください。今回の補正につきましては、一般会計と同様、人事院勧告による人件費の補正によるものと、8款諸支出金で県支出金の精算に伴う金額を計上しております。財源につきましては、精算による支出金につきましては予備費にて対応し、人件費の増に伴うものについては、一般会計からの繰入金を行っております。以上で説明を終わります。

○ 議長 具志堅 勉 これから質疑を行います。質疑ございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。討論を終わります。

これから議案第49号 令和7年度本部町国民健康保険特別会計補正予算についてを採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第49号 令和7年度本部町国民健康保険特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

日程第8. 議案第50号 令和7年度本部町後期高齢者医療特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。健康づくり推進課長。

○ **健康づくり推進課長 大濱兼愛** 議案第50号についてご説明いたします。

議案第50号 令和7年度本部町後期高齢者医療特別会計補正予算について。令和7年度本部町後期高齢者医療特別会計補正予算を別紙のとおり提案し議会の議決を求める。令和7年11月28日提出、本部町長 平良武康。

1 ページをおめくりください。令和7年度本部町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)。令和7年度本部町後期高齢者医療特別会計補正予算は、次に定めるところによる。(歳入歳出予算の補正)第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ110万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,998万1,000円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

3 ページをおめくりください。歳入歳出予算事項別明細書の総括表にてご説明いたします。下段の表、歳出でございます。今回の補正につきましては、一般会計、国保特会と同様、人件費による補正と後期高齢者医療広域連合への納付金の計上でございます。財源につきましては、令和6年度からの繰越金及び不足分については一般会計からの繰入金を充当しております。以上で説明を終わります。

○ **議長 具志堅 勉** これから質疑を行います。質疑ございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。討論を終わります。

これから議案第50号 令和7年度本部町後期高齢者医療特別会計補正予算についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第50号 令和7年度本部町後期高齢者医療特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

日程第9. 議案第51号 令和7年度本部町水道事業会計補正予算についてを議題とします。
本案について提出者の説明を求めます。上下水道課長。

○ 上下水道課長 知念 毅 議案第51号 令和7年度本部町水道事業会計補正予算について。
令和7年度本部町水道事業会計補正予算を別紙のとおり提案し議会の議決を求める。令和7年11月28日提出、本部町長 平良武康。

1 ページ、おめくり願います。令和7年度本部町水道事業会計補正予算（第1号）。（総則）第1条、令和7年度本部町水道事業会計補正予算は、次に定めるところによる。（収益的収入及び支出）第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。支出、第1款水道事業費用、補正予算額393万6,000円。（資本的収入及び支出）第3条、予算第4条本文括弧書中「（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額8,747万8,000円は、当年度損益勘定留保資金にて5,106万8,000円、過年度損益留保資金にて3,641万円を補填するものとする。）」を「（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額8,793万3,000円は、当年度損益勘定留保資金にて5,106万8,000円、過年度損益留保資金にて3,686万5,000円を補填するものとする。）」に改める。資本的収入の予算額は次のとおり補正する。支出、第1款資本的支出、補正予算額45万5,000円。

次のページをおめくりください。（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）第4条、予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費の予定額を次のとおり補正する。科目1、職員給与費、補正予算額439万1,000円。

補正の内容につきましては、議案第45号及び議案第46号に関連するものであり、職員の給与等の増額を行うものとなっております。以上、説明を終わります。

○ 議長 具志堅 勉 これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。討論を終わります。

これから議案第51号 令和7年度本部町水道事業会計補正予算について採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。議案第51号 令和7年度本部町水道事業会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

日程第10. 議案第52号 令和7年度本部町下水道事業会計補正予算についてを議題とします。
本案について提出者の説明を求めます。上下水道課長。

○ 上下水道課長 知念 毅 議案第52号 令和7年度本部町下水道事業会計補正予算について。
令和7年度本部町下水道事業会計補正予算を別紙のとおり提案し議会の議決を求める。令和7年

11月28日提出、本部町長 平良武康。

ページを一つおめくりください。令和7年度本部町下水道事業会計補正予算（第2号）。（総則）第1条、令和7年度本部町下水道事業会計補正予算は、次に定めるところによる。（収益的収入及び支出）第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。収入第1款下水道事業収益、補正予算額48万円、支出、第1款下水道事業費用、補正予算額48万円。

次のページをおめくり願います。（資本的収入及び支出）第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。収入、第1款資本的収入、補正予算額22万7,000円、支出、第1款資本的支出、補正予算額22万7,000円。（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）第4条、予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費の予定額を次のとおり補正する。科目1、職員給与費、補正予算額70万7,000円。

補正の内容につきましては、先ほどと同様、議案第45号及び議案第46号に関連するものであり、職員の給与等の増額を行うものとなっております。以上、説明を終わります。

○ 議長 具志堅 勉 これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。討論を終わります。

これから議案第52号 令和7年度本部町下水道事業会計補正予算についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。議案第52号 令和7年度本部町下水道事業会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

議決事件の議事整理についてお諮りします。会議規則第45条の規定により、令和6年第9回本部町議会臨時会において議決した事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に一任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって本臨時会において議決した事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に一任することに決定しました。

本臨時会に付された事件は全て終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

令和7年第9回本部町議会臨時会を閉会します。

閉 会（午前10時42分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

本部町議会議長 具志堅 勉

本部町議会議員 仲 程 清

本部町議会議員 真 部 卓 也